

平成 30 年 1 月 30 日

会員各位

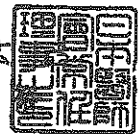
鎌倉市医師会会長 井口 和幸
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

難病及び小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成に係る経過措置の
終了に伴う指定医療機関における医療受給者証の確認等について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

石川 広
羽 鳥



難病および小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成に係る経過措置の終了
に伴う指定医療機関における医療受給者証の確認等について

標記経過措置につきましては、平成 27 年 1 月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成 26 年法律第 50 号) および「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 47 号) の施行にあたり、法施行前に特定疾患治療研究事業又は小児慢性特定疾病治療研究事業による医療費助成を受けていた者であって、法施行後も引き続いて医療費助成を受けている者に対して、重症度分類を考慮せずに認定する(難病)、自己負担上限月額を法施行後の原則よりも引き下げる等の措置が講じられてきたところであります。

今般、その経過措置期間(平成 29 年 12 月 31 日までの 3 年間)の終了に伴う指定医療機関窓口における確認事項等について、別添のとおり厚生労働省より都道府県難病対策担当課等あて通知がなされるとともに、本会に対しても周知協力方依頼がまいりましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、指定医療機関窓口において難病又は小児慢性特定疾病に係る医療受給者証の提示を受けた場合には、医療受給者証の公費負担者番号および有効期間等(厚生労働省事務連絡参照)を確認するよう依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※厚生労働省発出文書等については文書管理システムに掲載いたします。

「指定難病医療費助成制度」について ～取扱いの変更点など～

特定医療費（指定難病）医療受給者証（以下、受給者証）に関する制度について、平成30年1月からと、4月からで2度の取扱いの変更がありますのでお知らせします。

平成30年1月～経過措置終了に伴う、「公費負担者番号」や自己負担上限月額の変更

平成26年12月31日以前(旧制度)から継続して受給資格があった方は、経過措置対象者とした公費負担者番号54145016と自己負担上限月額が適用されていました。

その経過措置が平成29年12月31日に終了したため、公費負担者番号54145016は廃止され、受給者の自己負担上限月額等の取扱いは、現行制度のものに統一されました。

【下図：新しい受給者証のレイアウト及び取扱い参照】

平成30年4月～政令指定都市への事務委譲に伴う公費負担者番号等の変更

平成30年4月1日以降、政令指定都市の3市(横浜市、川崎市、相模原市)に在住する患者について、受給者証の認定や交付等のすべての事務は、神奈川県から政令指定都市へ移管されます。

また、政令指定都市に在住する受給者の公費負担者番号が変更となります。

【下図：新しい受給者証のレイアウト及び取扱い参照】

★政令市から移管に伴う新たな受給者証は発行されません。神奈川県で交付した平成30年9月30日までの受給者証をそのまま利用できます。(記載事項に変更があった場合を除く)

新しい受給者証のレイアウト及び取扱い

上記変更に伴い、受給者証のレイアウトを改訂しています。

受給者証の各項目①～③を必ずご確認のうえ、該当する公費負担者番号を適用してください。

The diagram shows a sample of the medical insurance certificate layout. Callout 1 points to the 'Public Fee Burden Number' field, which is noted as being referred to on a separate page. Callout 2 points to the 'Public Fee Burden Number' field on the right side of the certificate, which is updated with the new number starting from April 1, 2018. Callout 3 points to the 'Applicable Date' field, which is noted as being updated to April 1, 2018.

適用日	公費負担者番号	自己負担上限月額
平成30年3月31日までの受給者証	54145016	54145016

適用日	公費負担者番号	自己負担上限月額
横浜市	54145012	54145012
川崎市	54145013	54145013
相模原市	54145014	54145014

- 図①：「公費負担者番号」欄は、「別面参照」と記載しています。
- 図②：受給者証の右側に公費負担者番号を記載しています。平成30年1月1日～同年3月31日までの公費負担者番号と同年4月1日以降の公費負担者番号を記載しています。
- 図③：適用日と受給者の住所を必ず確認し、該当する公費負担者番号を適用してください。